

所得税、市・県民税の申告に「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」が追加



健康の維持増進と疾病の予防への取り組みとして、①一定の取り組みを行う個人が、本人や生計を一にする配偶者その他親族に係る一定の②スイッチOTC医薬品を購入した場合、その年中に支払った合計額が12,000円を超える部分の額(超えた部分の額の上限88,000円)を、その年の所得控除として申告できる制度です。

<適用期間>
 平成29年1月1日～平成33年12月31日
 (平成29年分～平成33年分の申告で適用)

■特例の適用条件(①一定の取り組み)とは

控除を受けようとする年中に、納税者本人が次の取り組みのいずれかを受けていること

- 特定健康診査(メタボ健診など) ○予防接種
- 定期健康診断(事業主健診) ○がん検診
- 健康診査(人間ドックなどで、医療保険者が行うもの)

■②スイッチOTC医薬品(特定一般用医薬品等)とは

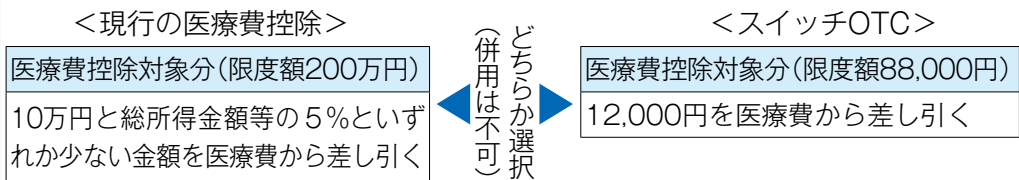
医療用医薬品(主に医師が処方する医薬品)からOTC医薬品(薬局やドラッグストアで販売されている、医師の処方を受けていない医薬品)に転用された医薬品のこと

※対象となる医薬品など詳しくは、厚生労働省ホームページでご確認ください(厚生労働省ホームページ内で「セルフメディケーション」と検索)。 [URL http://www.mhlw.go.jp/](http://www.mhlw.go.jp/)

■主な提出書類

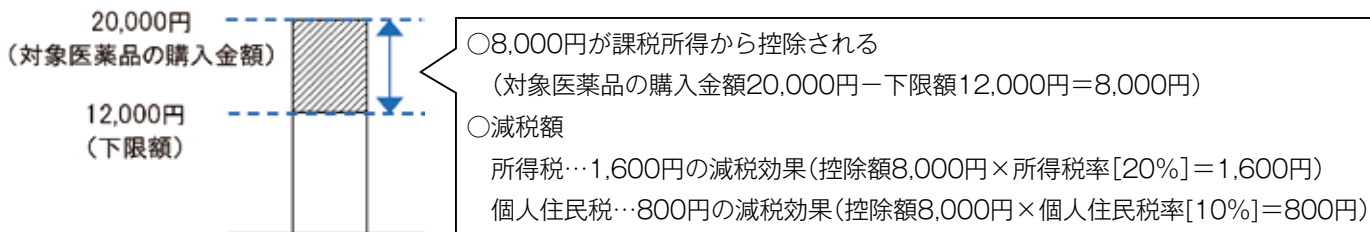
- 一定の取り組みを行ったことが分かる書類
- スイッチOTC医薬品の金額が分かるレシートなど

■特例の適用を受けるには、現行の医療費控除の適用を受けることはできません



<特例措置を利用する時のイメージ(出典:厚生労働省ホームページ)>

※課税所得400万円の人が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



三輪および四輪軽自動車のグリーン化特例の延長

平成27年度税制改正で実施されたグリーン化特例(軽課)の特例措置が1年間延長になりました。これにより、平成28年4月～平成29年3月に新規検査を受けた三輪、四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両は平成29年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)が適用されます。



車種	税 額							
	標準	電気軽自動車 天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車					
		75%軽減	50%軽減		25%軽減			
三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円			
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	平成32年度 燃費基準＋ 20%達成車	5,400円	平成32年度 燃費基準 達成車	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円		3,500円		5,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	平成27年度 燃費基準＋ 35%達成車	2,500円	平成27年度 燃費基準＋ 15%達成車	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円		1,900円		2,900円

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。
 ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

問合先 財務部税務室(☎84-5063)